

○草加市入学準備金貸付条例

昭和54年3月27日

条例第3号

改正 昭和62年3月24日条例第6号

平成2年3月27日条例第3号

平成11年3月29日条例第7号

平成24年6月21日条例第24号

令和3年12月14日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、高等学校等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金の一部を貸し付けることにより、市民に等しく教育を受ける機会を与えることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めによる高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学及び大学をいう。
- (2) 保護者 高等学校等に入学を希望する者の父母その他これらに準ずる者をいう。
- (3) 入学準備金 高等学校等の入学に要する入学金その他の費用をいう。

(貸付けの資格)

第3条 入学準備金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる資格を備えていなければならない。

- (1) 市内に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の定めによる住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 高等学校等に入学が確実である者の保護者であること。
- (3) 入学準備金の調達が困難な保護者であること。
- (4) 第7条に規定する連帯保証人（以下「保証人」という。）を得られる者であること。
- (5) 市税を完納していること。
- (6) この条例及び草加市奨学資金貸付条例（昭和58年条例第4号。以下「奨学金条

例」という。)による貸付けを受けている者の保証人でないこと。

(平24条例24・一部改正)

(貸付条件)

第4条 貸付金の額等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 貸付限度額

区分		貸付金額
高等学校	国立・公立	100,000円以内
高等専門学校	私立	300,000円以内
専修学校		
短期大学	国立・公立	200,000円以内
大学	私立	500,000円以内

(2) 返済方法 貸付金の返済は、貸付けをした月の翌月から起算して6月据え置き、次の表に定める左欄の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる期間により均等割賦返済とする。ただし、貸付金の全部又は一部を繰り上げて返済することができる。

区分		期間
高等学校	国立・公立	24月
高等専門学校	私立	36月
専修学校		
短期大学	国立・公立	24月
大学	私立	48月

2 貸付金には、利子を付さないものとする。

(貸付金の総額)

第5条 貸付金の総額は、毎年度の予算の範囲内とする。

(貸付けの申請等)

第6条 申請者は、貸付申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の貸付けの申請があったときは、速やかに申請内容を調査し、審査会の審査に付し、貸付けの適否を決定するものとする。

3 貸付金の貸付けは、高等学校等の入学手続時まで、貸付けの決定を受けた者に対して行うものとする。

(保証人)

第7条 保証人は、1人とし、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 規則に定める地域に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳法の定めによる住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 独立の生計を営み、満18歳以上であること。
- (3) 市町村税を完納していること。
- (4) この条例及び奨学金条例による貸付けを受けている者の保証人となっていないこと。
- (5) 債務を保証し得る能力があると認められること。

2 保証人が前項各号の一に規定する要件を失ったときは、速やかにこれに代わる保証人を立てなければならない。

(平11条例7・平24条例24・令3条例31・一部改正)

(繰上返済)

第8条 貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が次の各号の一に該当したときは、速やかに貸付金の全部又は一部を返済しなければならない。

- (1) 第3条第1号の資格を欠くに至ったとき。
- (2) 貸付金を目的外の費用に充当したとき。
- (3) 借受人の保護する学生等が入学しなかったとき、又は中途退学したとき。
- (4) 申請内容に偽りがあったとき。
- (5) 故意に貸付金の返済を怠ったとき。

(貸付金の返済猶予及び免除)

第9条 市長は、借受人が災害その他やむを得ない事情のため、定められた返済期限までに貸付金の返済が著しく困難になったと認められるときは、借受人の申請により貸付金の全部又は一部について、その返済を猶予又は免除することができる。

(審査会)

第10条 第6条第2項に規定する審査会の審査は、奨学金条例第13条に規定する草加市奨学資金貸付審査会によるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、貸付金の貸付けに関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

(草加市入学準備金貸付条例の廃止)

- 2 草加市入学準備金貸付条例(昭和43年条例第7号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際現に旧条例の定めにより行われた貸付け、返済等の手続は、なお効力を有する。

附 則(昭和62年条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の草加市入学準備金貸付条例及び改正前の草加市奨学資金貸付条例の規定により申請のあったもの又は貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成2年条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の草加市入学準備金貸付条例及び草加市奨学資金貸付条例の規定により申請のあったもの又は貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成11年条例第7号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第24号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(令和3年条例第31号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。